

千葉市ミニバスケットボール専門部 大会救済申請に関する取扱規定

千葉市ミニバスケットボール専門部主催大会(交歓大会・アルティアリカップ)で、学校行事等により登録選手を開催日(予選・決勝T①・決勝T②)に参加させる事が出来ない場合は所定の手続きを行い救済協力申請をする事が出来る。

【基本理念】

千葉市に登録しているチームに所属する子供達がより多くの大会に参加する事が可能となる様、「友情・微笑み・フェアプレイの精神」で「自チームに不利益が生じない限り、努力・協力をする。」という理念を全チームで共有し、これまで以上により良い環境での大会運営を目指す。

規定：救済は救済を受けたいチームの任意に基づく申請とする。

：救済協力をする同会場・同ブロックの全チームの同意が必要である。

：救済協力をする同会場・同ブロックの全チームに不利益が生じない事。

【救済協力を申請するチーム】

- 救済協力は以下の理由により申請する事が出来る。
 - 提出した学校行事予定表に記載した6年生以外の学校行事(運動会・参観日・農山村等)もしくは追加の学校行事と大会開催日(予選・決勝T①・決勝T②)が重なり6年生を含む登録選手が10人に満たない場合。
 - 提出した学校行事予定表に記載した6年生の学校行事(運動会・参観日・農山村等)もしくは追加の学校行事と大会開催日(予選・決勝T①・決勝T②)が重なり6年生の登録選手が大会に参加出来ない場合。
- 救済協力における大会代替日は下記の期間内に設定し、大会を開催する事。
 - 予選の救済協力代替日は 抽選会翌週から決勝T①の開催予定日前週の日曜日までとする。
 - 決勝T①・決勝T②の救済協力代替日は予め設定の予備日とする。
- 救済協力を依頼するチームは以下の準備が必要である。
 - 救済協力申請書を大会申込書と一緒に提出
 - 代替日の会場確保(自・他会場問わず)
 - 代替日に使用する機器の確保(デジタイマー・24秒タイマー・オフィシャルセット・等)※他チーム・専門部協力
 - 代替日の会場運営

【救済協力をするチーム】

- 救済協力をする同会場・同ブロックチームは救済協力をするに辺り、自チームが不利益にならない様、下記の項目を確認・検討し、救済協力をする事。
 - 救済協力代替日に通常開催日と同様に登録選手の参加が可能か？
 - 救済協力代替日に通常開催日と同様にチームスタッフの参加が可能であるか？
 - 救済協力代替日に帯同審判員の参加が可能であるか？
 - 救済代替日の会場までの移動手段は確保出来るか？

【専門部】

- 救済協力を申請したチームが大会参加出来る様に出来る限りの努力、協力をする事。
 - 学校行事調査書に、決勝T①・決勝T②・予備日を加えて調査しておく。
 - 代替日の日程・会場・協力するチームの同意を確認する。
 - 代替日の会場主任・審判主任の派遣
 - 帯同審判が参加出来ない場合の審判員の派遣
 - 代替日に準備出来ない機器の確保
 - 決勝T①を救済する場合は予選終了後、決勝T②を救済する場合は決勝T①終了後に救済協力依頼チームの勝ち上がり会場全てのチームに連絡し救済協力要請をし、全チームの同意を得られた後に代替日程・会場設定、運営方法を検討、決定し全チームに連絡する。